

四日市市告示第116号

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第215号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(商工農水部商業労政課)